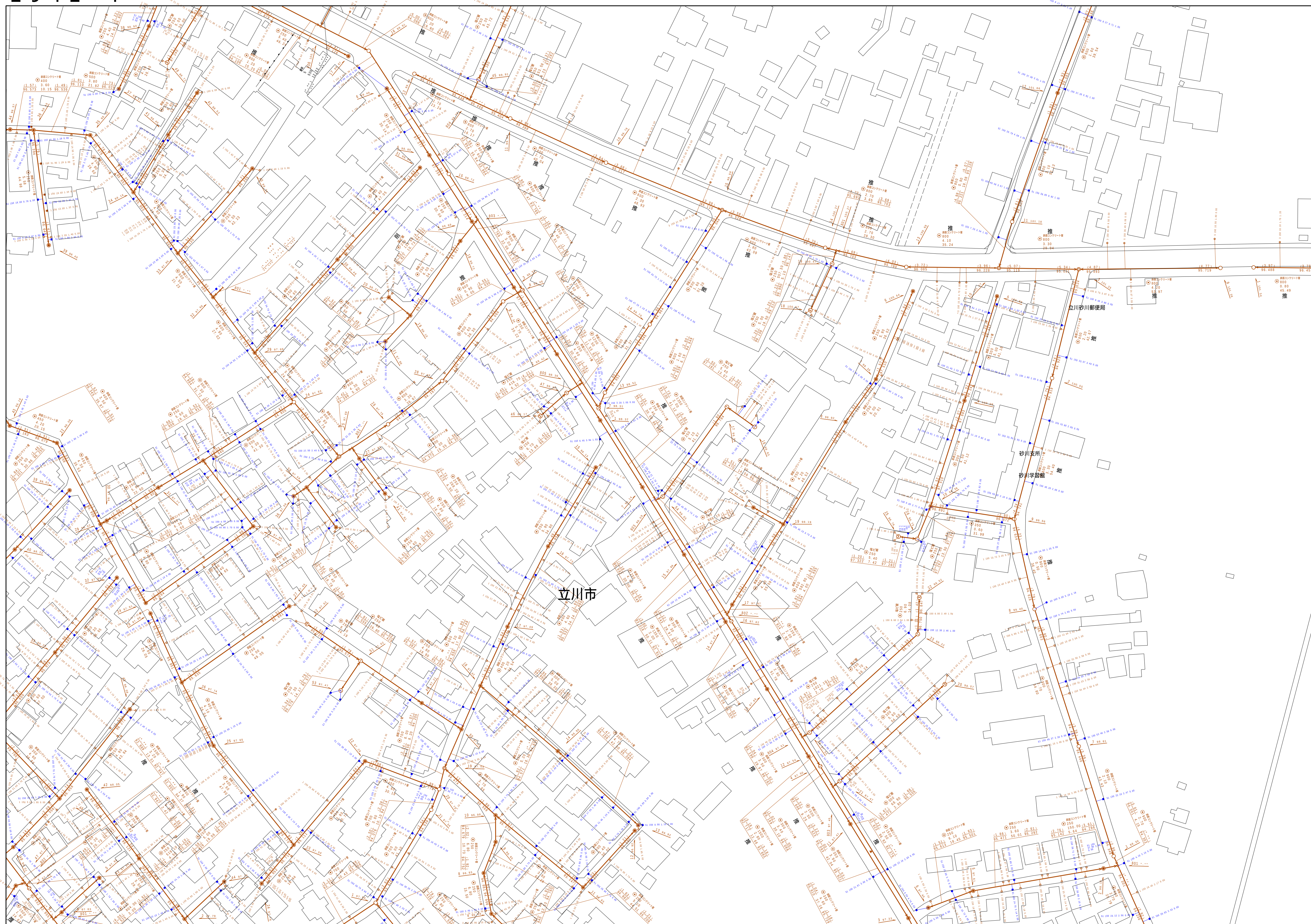
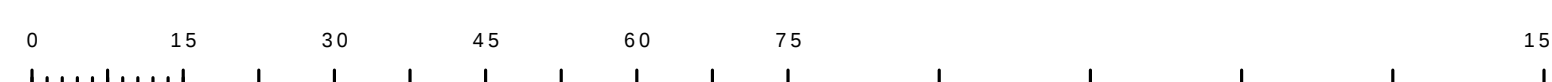


$$\underline{2942 - 1}$$

2 8 4 1 - 4	2 8 4 2 - 3	2 8 4 2
2 9 4 1 - 2	2 9 4 2 - 1	2 9 4 2
2 9 4 1 - 4	2 9 4 2 - 3	2 9 4 2



縮尺 1 / 750



2 9 4 2 - 1

凡例		名 称
マン ホ ー ル （ 人 孔 ）	●	標準 1号マンホール（内径90cm）
	○	標準 2号マンホール（内径120cm）
	◎	標準 3号マンホール（内径150cm）
	①	標準 4号マンホール（内径180cm）
	H1H	標準 5号マンホール（内注210×120cm）
	H2H	標準 6号マンホール（内注260×120cm）
	H3H	標準 7号マンホール（内注330×120cm）
	D1	組立 1号マンホール（内径75cm）
	②	組立 1号マンホール（内径90cm）
	③	組立 2号マンホール（内径120cm）
	④	組立 3号マンホール（内径150cm）
	⑤	組立 4号マンホール（内径180cm）
	K1	組立 矩形マンホール（内注90×60cm）
	■	組立 円形マンホール
	T1	特殊 特1型マンホール（内径90×60cm）
	T2	特殊 特2型マンホール（内注20×120cm）
	T3	特殊 特3型マンホール（内注50×120cm）
	T4	特殊 特4型マンホール（内注80×120cm）
	□	小型マンホール（内径30cm）
	▽	特殊 分岐マンホール
	T	特殊 円形特殊人孔
	▽T	特殊 円形特殊人孔
	○	特殊 特殊マンホール（兼使用）
	○	横溝 横内部マンホール（内注20×90cm）
	△	横溝 横内部マンホール（内注90×60cm）
	変 化 点 又 は 陥 合 点	△
□		状態マンホール（中流）
▽		状態マンホール（下流）
△▽		状態分水マンホール（上流）
▽△		状態分水マンホール（下流）
△▽		状態節制部付マンホール（上流）
▽△		状態節制部付マンホール（下流）
☆		ダミー人孔
→		取入口、社口、屋外管取入箇所
→		埋込管、波状管への進入部または流出部
A		空転管
B		排水井
C		点検口（蓋縁口含む）
○		下方方向調整部
注）マンホール、変化点及び陥合点の色は 簡素と同じである。		
管	→	生汚水線
	→	雨水幹線
	→	雨水幹線
	→	雨水幹線（U字溝）
	→	雨水支管（枝線）
	→	合流幹線
	→	合流幹線（市町村）
	→	汚水幹線
	→	雨水幹線
	→	雨水幹線（市町村）
	→	清流施設
	→	雨水支管（枝線）
	→	処理場又はポンプ所からの放流水
	渠	→
→		汚水伝送管線
→		雨水伝送管線
→		合流伝送管線（市町村）
→		汚水伝送管線
→		雨水伝送管線（市町村）
→		再生水管（中水道）
→		光ファイバーケーブル連絡管
→		不明・その他
→		仮取入れ管
→		側面管
→		汚泥管渠（枝線）
→		記号書き（枝線）
→		記号書き（幹線）
併 及 び 取 付 管	■	矩形内溝水
	■	矩形外溝水
	■	円形汚水溝
	■	円形外溝水
	○	取付管（色は概と同色である）
	○	円形
管 渠 断 面	●	円形
	●	馬蹄形
	●	菱形（円形）
	●	卵形
	△	しゅうりょう型
	△	貫穿型（矩型）
	△	複断面
	△	共同溝
	△	鞍橋
	☆	その他
	▽	台形
	▽	円形敷設（矩形）
	▽	円形敷設（円形）
	▽	矩形敷設（矩形）
行 政 境	—	都府県
	—	市区街
	—	町郷・丁目境
	—	処理区域
そ の 他	—	処理区画
	—	処理地名
	—	処理地
	→ ○	副記号（色は簡素、人と同色である）
→ △	副記号（色は簡素、人と同じである）	
→ ☆	特定事項	